

事務連絡
令和3年2月19日

都道府県薬剤師会 担当事務局 御中

日本薬剤師会
医薬・保険課

令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保
支援補助金について（補足）

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題の件につきましては、令和3年2月5日付日薬業発第470号にてご連絡申し上げているところですが（20万円を上限とした支援の件）、このたび厚生労働省より、「2月28日までに申請が間に合わない」旨の問い合わせが多く寄せられていることから、下記について再周知の要請がありました。

すでにご案内済みの事項ではございますが、貴会会員からお問い合わせ等がございましたら、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

◇ 令和2年度事業の申請期限（令和3年2月28日）に間に合わない場合の対応について

- ・ 三次補正予算の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」については、令和2年度事業の申請期限（2月28日まで）に申請が間に合わない医療機関・薬局等への対応は、令和3年度に実施予定としています。
- ・ これにより、本補助金について、令和2年度事業の補助を受けていない医療機関・薬局等は、令和3年度に申請して補助を受けることが可能です。
- ・ その際、補助の対象経費は、令和3年4月1日以降の経費となります。

したがって、以下のとおりとなります。

- 2年度事業と3年度事業のどちらか一方の申請が可能
- 2年度経費（対象期間：R2.12.15～R3.3.31）について支援を受ける場合は、2年度事業として申請する（申請期限：令和3年2月28日（当日消印有効））
- 3年度経費（対象期間：R3.4.1～）について支援を受ける場合は、3年度事業として申請する（詳細は改めて告知）

以上

(参考)

日薬業発第 470 号
令和 3 年 2 月 5 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

令和 2 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保 支援補助金について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国の令和 2 年度第三次補正予算につきましては、令和 2 年 12 月 17 日付け日薬業発第 393 号にてお知らせしたところですが、今般、第三次補正予算の成立を受け、厚生労働省より都道府県知事宛てに「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金交付要綱」が令和 2 年 12 月 15 日より適用として通知されましたのでお知らせいたします。

本補助金では、感染拡大を防ぐための取組を行う保険薬局を対象として、20 万円を上限として補助されます。補助の対象経費は、令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 3 月 31 日までに要した経費で、第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」と同じ考え方であり、同事業により補助を受けた保険薬局も補助の対象となります。ただし、今回の対象経費には第二次補正予算の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象経費としたものを計上することはできません。

本補助金は、国の直接補助事業であるため、補助の申請は薬局から直接厚生労働省に行うこととなっており、交付要綱、申請書様式、Q&A 等は厚生労働省ホームページに掲載されております。申請期限は令和 3 年 2 月 28 日（当日消印有効）で、申請は 1 回のみとなっております。

なお、申請期限までに申請が間に合わない薬局への対応は、令和 3 年度に実施される予定となっております（令和 2 年度内に当該補助金の補助を受けた薬局は対象外）。令和 3 年度実施分（令和 3 年 4 月 1 日からの経費が補助対象）の詳細は改めて告知されます。

貴会におかれましては、本補助金につき会員へご周知いただき、会員が支援を受けられるようご高配の程をお願い申し上げます。

<別添>

- ・令和 2 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について（令和 3 年 2 月 3 日・厚生労働省医政局経理室医療経営支援課事務連絡）

○厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

※申請書様式、実績報告書は上記よりダウンロードしてください。